



# 島根県報

平成24年12月25日（火）

第2,456号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2

---

**告 示**

---

**島根県告示第699号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
大田市五十猛町字大浦2718-1（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 

**島根県告示第700号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項
    - (1) 発起人の住所及び氏名  
隠岐郡隠岐の島町中村1542-4 石田正治  
" 隠岐の島町津戸554 齋藤 優  
" 隠岐の島町南方541 吉田昌作
    - (2) 加入区  
隠岐の島加入区
    - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
漁業協同組合 J F しまね
  - 2 指定漁船調書の縦覧
    - (1) 縦覧期間  
告示の日から15日間
    - (2) 縦覧場所  
漁業協同組合 J F しまね
- 

**島根県告示第701号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

---

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年12月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) S D松江乃白北店 松江市乃白北土地区画整理事業区域内110街区、111街区

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三菱UFJリース株式会社 代表取締役社長 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

### (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年8月15日

### (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,526平方メートル

### (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北側及び西側並びに北側隔地駐車場 145台

#### イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 14台

#### ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側 50平方メートル

#### エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北東側 19.3立方メートル

### (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分から午後9時30分まで

#### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時00分まで

#### ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地内駐車場北側及び東側 3箇所

隔地駐車場南側及び東側並びに北側 4箇所

#### エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

## 2 届出年月日

平成24年12月14日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（島根県松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。